

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）  
のうち経営評価研究及びマーケティング研究」審査実施要領

## 第1 趣旨

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）のうち経営評価研究及びマーケティング研究」の実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

## 第2 評議委員会の設置

- 1 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）のうち経営評価研究及びマーケティング研究の実施機関の選定に係る審査を実施するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構選考・評価委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号）（以下「運営規則」という。）の第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を公募研究毎（経営評価研究及びマーケティング研究の別を言う。以下同じ。）に設置する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、（独）農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者等により構成するものとする。
  - （1）審査にかかる公募研究課題について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
  - （2）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、公募研究課題と利害関係を有する者は選任しない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

  - （1）公募研究課題の研究提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
  - （2）当該研究提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研

究機関において同一の部署、学科等に所属する場合。

- (3) 当該研究提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該研究提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該研究提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該研究提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 前項の規定に関わらず、特段の理由があるとして生研センター所長が認める場合には、利害関係のある者を委員として委嘱することができる。この場合、その理由を書面に残すとともに、当該委員はその利害関係を有する研究提案書の審査に加わらないものとする。

5 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研センター所長にその旨を通知するものとする。

6 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。

7 委員は、審査により知り得た情報について、生研センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

### 第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

1 審査は、研究代表者等による研究提案内容の説明と質疑を内容とする面接により行うものとする。

2 委員は面接の結果を踏まえ、別表の審査基準に基づき採点を行う。その際、各委員の採点結果の合計の平均点が50点未満の研究提案書は選定しないものとする。

3 生研センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。

4 委員長は、研究提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。

5 委員長は、4により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないこととする。

6 審査の結果は、委員長が生研センター所長に報告するものとする。

委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が委託事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研センター所長に報告する。

#### 第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

1 審査は、公募研究毎に同一の委員が行うこととする。

ただし、第2の4により研究提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の2/3を超えないものとする。

2 審査は、別表の審査基準に基づいて、研究提案書毎に、各委員が採点を行い、各委員（第3の5で採用しないとされた委員を除く。以下同じ。）の採点結果の合計の平均点（以下「平均点」という。）を研究提案書の評点とする。

3 経営評価研究については、公募要領で示した7つの分野毎に評点の最も高い研究提案書の提案者を委託予定先とする。

なお、複数の研究提案が同一の得点を得ている場合、以下の順番で委託先を決定するものとする。

(1) 各委員のAの得点の合計の平均点が最も高い研究提案書の提案者を委託予定先とする。

(2) 各委員のAの得点の合計の平均点が同一の場合、各委員のBの得点の合計の平均点が最も高い研究提案書の提案者を委託予定先とする。

(3) 以上の検討を経て、なお同一の場合には委員長判断で委託予定先を決定する。

4 マーケティング研究については、評点の高い研究提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。

なお、複数の研究課題が同一の得点を得ている場合、以下の順番で研究課題の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い研究提案書を採択し、委託先を決定するものとする。

(1) 各委員のAの得点の合計の平均点が最も高い研究提案書の提案者を委託予定先とする。

(2) 各委員のAの得点の合計の平均点が同一の場合、各委員のBの得点の合計の平均点が最も高い研究提案書の提案者を委託予定先とする。

(3) 以上の検討を経て、なお同一の場合には委員長判断で委託予定先を決定する。

5 生研センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）をホームページにおいて公表するものとする。

6 委員長は、いずれの研究提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめるものとする。

#### 第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、公募研究毎に設けられる委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局が行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。

別表

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)のうち経営評価研究及びマーケティング研究」審査基準

1. 経営評価研究

審査項目	審査基準	配点	
実証研究のうち網羅型研究の研究計画について、現地実証地区に導入された個々の技術や技術体系を導入することによる経営面での効果や、それらが他の経営体や地域にもたらす波及効果について分析を行うという本研究の目的に合致しているか。	A: 合致 B: 概ね合致 C: 合致しない点がある D: 合致していない	20 16 8 0	(1)
実証研究の研究コンソーシアムと密接に連携し事業を進めていく上で十分な事業実施体制となっているか。	A: 十分 B: 概ね十分 C: 不十分な点がある D: 不十分	20 16 8 0	(2)
経営シミュレーション等を用いて技術体系が実際に現場で根付いていくための可能性や課題等を検証する提案となっているか。	A: 現場定着の検証が十分できる B: 概ね検証が可能 C: 不十分な点がある D: 不十分	15 12 6 0	(3)
経営や地域農業分析の手法について、経営分析を実施するための具体的なフォーマットが用意されているなど、優れた提案内容になっているか。	A: 優れている B: 概ね優れている C: 不十分な点がある D: 不十分	15 12 6 0	(4)
経営分析や波及効果の解明を円滑に進めるための事業計画(タイムスケジュール)となっているか。	A: 適切なスケジュール B: 概ね適切 C: 不適切な点がある D: 不適切	10 8 4 0	(5)
提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A: 効率的である B: 概ね効率的 C: 非効率的な点がある D: 効率的でない	10 8 4 0	(6)
技術・経営・地域農業を定量的に評価する能力を満たしているか。	A: 十分能力を有している B: 概ね能力を有している C: 能力にかなり懸念がある D: 不十分	10 8 4 0	(7)
合計			点

## 2. マーケティング

審査項目	審査基準	配点	
「農林水産業・食品産業分野における新たな消費や実需ニーズを踏まえた新たなマーケティング方策策定を目指す。」という本研究の目的に合致しているか。	A: 合致 B: 概ね合致 C: 合致しない点がある D: 合致していない	15 12 6 0	(1)
マーケティングサイエンス手法など、客観的な分析手法を用いた試験研究計画となっているか。	A: 十分 B: 概ね十分 C: 不十分な点がある D: 不十分	15 12 6 0	(2)
提案内容に新たな需要創出に向けた課題が明確にされているか。	A: 明確である B: 概ね明確である C: 不明確な点がある D: 不明確	10 8 4 0	(3)
目指すマーケティング方策は、消費者ニーズに対応したものであるか。	A: 十分対応している B: 概ね対応している C: 対応していない点がある D: 不十分	10 8 4 0	(4)
新たな需要創出に向けて意欲的な提案内容となっているか。	A: 意欲的な内容 B: 概ね意欲的な内容 C: 意欲的でない部分がある D: 不十分	10 8 4 0	(5)
提案されるマーケティング方策は実現可能であり、経済的、技術的に有効性を持つものであるか。	A: 実現可能であり有効な提案 B: 概ね実現可能で有効 C: 実現可能性にかなり懸念がある D: 実現可能性がない	10 8 4 0	(6)
マーケティング研究を円滑に進めるための事業計画(タイムスケジュール)となっているか。	A: 適切なスケジュール B: 概ね適切 C: 不適切な点がある D: 不適切	10 8 4 0	(7)
目指すマーケティング方策やモデルの普及可能性はあるか。	A: 他への普及可能性が高い B: 普及可能性はある C: 普及に向け不十分な点がある D: 普及可能性がない	10 8 4 0	(8)
提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A: 効率的かつ適正 B: 概ね効率的 C: 非効率的な点がある D: 効率的でない	10 8 4 0	(9)
合計			点